

条例案

第 1 条	目的	・この条例は、太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃止等について必要な事項を定めることにより、防災、自然環境、景観等の保全及び市民の安全安心な生活環境を確保し、もって地域と調和した太陽光発電事業の推進を図ることを目的とする。
第 2 条	定義	・この条例において、用語の意義は次のように定める。 (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する施設及びその附属施設（その全部を建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物に設置するものを除く。）で合計出力が 10 キロワット以上のもの（増設により合計出力が 10 キロワット以上となるものも含む。）をいう。 (2) 太陽光発電施設の設置 太陽光発電施設の新設及び増設（これらの行為のための木竹の伐採及び土地の形質の変更を含む。）をいう。 (3) 太陽光発電事業 太陽光発電施設の設置により、電気を得る事業をいう。 (4) 事業者 太陽光発電事業を行うものをいう。 (5) 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。
第 3 条	基本理念	・本市の豊かな自然環境、魅力ある景観及び安全安心な生活環境は、先人のたゆまぬ努力により築かれてきたものであることに鑑み、市民共通のかけがえない財産として現在及び将来の市民がその恵沢を享受することができるよう、その保全が図らなければならない。
第 4 条	事業者の責務	・事業者は、太陽光発電事業を円滑かつ確実にを行うために必要な関係法令の規定を遵守しなければならない。 ・事業者は、太陽光発電施設の設置に当たり、地域住民に対する情報提供、維持管理等に係る実施体制の構築、撤去の適正な実施その他の規則で定める必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
第 5 条	市の責務	・市は基本理念にのっとり、この条例の適切かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講じなければならない。
第 6 条	市民の責務	・市民は、基本理念にのっとり、市の施策及びこの条例に基づく手続きの実施に協力するよう努めなければならない。
第 7 条	土地所有者の責務	・土地所有者は、太陽光発電施設の設置事業及び発電事業により、自然環境等を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生することのないよう、事業区域を適正に管理しなければならない。
第 8 条	保全区域	・市長は、自然環境、景観等と太陽光発電施設設置事業との調和が特に必要と認められる区域（以下、「保全区域」という。）を指定するものとする。 ・前項の保全区域は、規則で定める。
第 9 条	事前協議	・保全区域に太陽光発電施設を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に協議しなければならない。

第10条	説明会等の実施	・太陽光発電施設を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該太陽光発電施設の設置場所の周辺地域の住民に対する説明会の開催等住民との良好な関係構築のために必要な措置を実施しなければならない。 ・前項の規定は、事業計画を変更する場合に準用する。
第11条	設置事業の許可	・設置事業者は、保全区域内で設置事業を行おうとするときは、規則で定めるところにより、当該設置事業計画について、市長に申請し、その許可を受けなければならない。
第12条	許可の基準等	・市長は、設置許可の申請があったときは、当該申請に係る太陽光発電施設が次の各号のいずれにも該当すると認められるときでなければ、設置許可をしてはならない。 (1) 自然環境を害するおそれがないものとして規則に定める基準に適合していること。 (2) 景観を阻害するおそれがないものとして規則に定める基準に適合していること。 (3) 土砂崩れ、溢水等を発生させるおそれがないものとして規則に定める基準に適合していること。 (4) 設置事業の完了時における事業区域の高さ、法面の勾配、造成を行う面積等の造成計画が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）、都市計画法その他関係法令及び規則に定める事項に適合していること。 (5) 排水施設、擁壁その他の施設が関係法令及び規則に定める基準に適合していること。 (6) 地形、地質及び周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置が関係法令及び規則に定める基準に適合していること。 (7) 道路、河川、水路その他の公共施設の構造等に支障を来すおそれがないものとして規則に定める基準に適合していること。 (8) 文化財保護等のための措置が講じられているものとして規則に定める基準に適合していること。 (9) 太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置その他の近隣住民等の生活環境を保全すべき措置が講じられているものとして規則で定める基準に適合していること。 (10) 適切な事業運営のための措置が講じられているものとして規則に定める基準に適合していること。 (11) 説明会及び事前協議を適切に実施していること。 ・市長は、次のいずれかに該当するときは、設置許可をしないことができる。 (1) 設置事業計画を実施するために必要な資力及び信用を有すると認められないとき。 (2) 設置許可または変更許可が取り消された日から起算して5年を経過し

		ないとき。 ・市長は、自然環境等への被害の発生の防止のために必要があると認めるときは、設置許可に条件を付することができる。
第13条	変更許可	・設置許可を受けた者は、当該設置許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可（以下「変更許可」という。）を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りではない。 ・設置許可を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。 ・前条の規定は、変更許可の場合について準用する。
第14条	設置許可に係る工事の届出	・設置許可を受けた者は、当該届出に係る太陽光発電施設の設置の工事に着手したとき及び当該工事を完了したときは、遅滞なく、市長に規則で定める事項を届け出なければならない。
第15条	設置許可の取消し	・市長は、設置許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該設置許可を取り消すことができる。 (1) 偽りその他不正の手段により、設置許可又は変更許可を受けたとき。 (2) 設置許可又は変更許可を受けた後、1年以上正当な理由がなく太陽光発電施設の設置の工事に着手しないとき。 (3) 第12条第3項（第13条第3項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。 (4) 第27条の規定による命令に違反したとき。
第16条	事業計画の届出	・保全区域外に太陽光発電施設を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、太陽光発電事業の計画（以下「事業計画」という。）を市長に届け出なければならない。
第17条	事業計画の変更の届出	・当該事業計画に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
第18条	標識の設置	・事業者は、事業区域の外部から見やすい場所に、氏名又は名称その他規則で定める事項について記載した標識を掲げなければならない。
第19条	維持管理等	・事業者は、太陽光発電事業を行うに当たっては、規則で定める基準に従い、適正な維持管理等をしなければならない。 ・事業者は、規則で定めるところにより、太陽光発電施設及び事業区域内の土地の維持管理等をするための計画（以下「維持管理等計画」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。 ・事業者は、作成した維持管理計画に従い、維持管理等を行わなければならない。 ・事業者は、第三者が容易に立ち入ることができないよう柵又は塀を設置（当該太陽光発電施設が、当該太陽光発電事業を行うとする者その他の関係者以外の者が立ち入ることのできない場所に設置される場合を除く。）しなければならない。

		・事業者は、太陽光発電施設の防犯対策のため、第三者の侵入等を確認するための措置を講ずるよう努めなければならない。 ・事業者は、事故又は土砂の流出若しくは崩壊その他の災害により、太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境の保全上の支障を生じたときは、速やかに復旧又は当該支障の除去のために必要な措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。
第20条	廃止の届出	・事業者は、太陽光発電事業を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。 ・太陽光発電事業が廃止されたときは、当該太陽光発電事業に係る設置許可及び変更許可は、その効力を失う。
第21条	事業廃止後の適正処分等	・事業者は、事業を終了した後は、施設を速やかに撤去するとともに、撤去により生じた廃棄物は関係法令に従い適正な処理の確保を図るとともに、当該施設を撤去した後の土地について、防災、環境保全等の観点から必要な措置を講じなければならない。
第22条	地位の承継	・設置許可を受けた者若しくは届出をした者からその許可若しくは届出に係る太陽光発電施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該太陽光発電施設に係る当該届出をした者の地位を継承する。 ・設置許可を受けた者若しくは届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る太陽光発電事業を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該太陽光発電施設を継承した法人は、当該届出をした者の地位を継承する。 ・設置許可を受けた者若しくは届出をした者の地位を承継したものは、その承継があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。 ・設置許可を受けた者若しくは届出をした者の地位を承継した者は、遅滞なく、維持管理等計画を作成し、市長に提出しなければならない。 ・設置許可を受けた者若しくは届出をした者の地位を承継した者は、作成した維持管理計画に従い、維持管理等を行わなければならない。
第23条	指導及び助言	・市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

第24条	報告徴収 及び立入 検査等	・市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者若しくは太陽光発電施設の設置者であった者に対し、太陽光発電施設の状況、維持管理等の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事業所若しくは太陽光発電施設の設置に関係のある場所に立ち入り、太陽光発電施設その他の物件を検査させることができる。 ・市長による報告の徴収又はその職員による立入検査は、太陽光発電施設及び事業区域内の土地の不適正な管理による人の健康又は環境に係る被害が生ずるため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。 ・立入検査をする職員は、規則で定めるところにより、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを掲示しなければならない。 ・立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第25条	勧告	・市長は、設置許可を受けず若しくは届出をせずに太陽光発電施設の設置をした者に対し、太陽光発電事業の中止、太陽光発電施設の撤去又は原状回復を勧告することができる。 ・市長は、事業者が維持管理等計画に従い維持管理を行っていないと認めるときは、当事業者に対し、太陽光発電施設及び事業区域内の土地並びに周辺地域の環境の保全のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。 ・市長は、指導を受けた事業者が正当な理由なく当該指導に従わないときは、その者に対し当該指導に従うよう勧告することができる。
第26条	措置命令	・市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その者に対し、太陽光発電施設の設置の中止若しくは撤去、原状回復又は必要な措置を講ずることを命ずることができる。
第27条	公表	・市長は、前条の規定により太陽光発電施設の設置の中止若しくは撤去、原状回復又は必要な措置を講ずることを命じたときは、その旨並びに当該命令を受けた者の氏名及び住所を公表することができる。 ・市長は、前項の規定による公表をするときは、あらかじめ、当該公表に係るものに対し、意見の述べる機会を与えなければならない。
第28条	手数料	・設置許可又は変更許可を受けようとする者は、「宇都宮市手数料条例」に定める額の手数料を、当該申請の際に納付しなければならない。